

事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人社団 真樹会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市中央 2-5-33

(3) 設立認可年月日 平成1年3月14日

(4) 設立登記年月日 平成1年3月20日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	渡部 泰輔	渡部耳鼻咽喉科医院 管理者
理 事		
同		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院 (法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	渡部耳鼻咽喉科医院	広島県呉市中央 2-5-33	一般病床 0 床 療養病床 0 床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年12月6日 令和2年度決算の決定

令和4年10月31日 令和4年度予算の決定

法人名 医療法人社団 真樹会

所在地 広島県呉市中央2-5-33

財 産 目 録

(令和4年10月31日現在)

1. 資 産 額	254, 227, 257 円
2. 負 債 額	123, 368, 971 円
3. 純 資 産 額	130, 858, 286 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	214, 842, 851
B 固 定 資 産	39, 384, 406
C 資 産 合 計 (A + B)	254, 227, 257
D 負 債 合 計	123, 368, 971
E 純 資 産 (C - D)	130, 858, 286

様式 3 - 2 (診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 真樹会

所在地 広島県呉市中央2-5-33

貸 借 対 照 表

(令和4年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	214,843	I 流 動 負 債	83,368
II 固 定 資 産	39,384	II 固 定 負 債	40,000
1 有 形 固 定 資 産	31,785	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	4,055	負 債 合 計	123,368
3 そ の 他 の 資 産	3,544	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	6,000
		II 積 立 金	124,859
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	130,859
資 産 合 計	254,227	負 債 ・ 純 資 産 合 計	254,227

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 真樹会

所在地 広島県呉市中央2-5-33

損 益 計 算 書
(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	131,675
2 事業費用	88,684
本来業務事業利益	42,991
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	42,991
II 事業外収益	11,185
III 事業外費用	0
経常利益	54,176
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	54,176
法人税等	71
当期純利益	54,105

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団真樹会

理事長 渡部 泰輔 様

私は、医療法人社団真樹会の令和 3 年会計年度（令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4 年 12 月 12 日

医療法人社団真樹会

監事